



2012.11

消費者相談室ニュース

商品を送りつける商法にご注意！

商品の購入を申し込んでいないのに、一方的に商品を送りつけ、送りつけられた人に代金を請求するという商法を「送りつけ商法(ネガティブオプション)」といいます。電話で購入を勧められ、断ったにもかかわらず、商品を送りつけてきたという事例もあります。

一方的に送りつけられただけでは、代金の支払いも返送の必要もありません。「特定商取引に関する法律」に基づき、

商品が送られた日から 14日間、または
商品の引き取りを販売業者に請求したときは、
その日から 7日間

を経過すれば自由に処分できます。

返送する場合、送料負担する必要はありません。

ただし、保管期間中に商品を使用した場合は、購入を承諾したとみなされて代金を支払わなくてはならないことになるので、注意が必要です。

代金引換で届くこともありますが、支払ってしまうと取引が成立したとみなされ、返金交渉は困難です。申込者が不明なものは、一旦、「受取保留」にして、注文した人がいるのか確認し、誰も申し込んでいないことがわかった場合には「受取拒否」をしましょう。

請求書がしつこく送られてくる場合は、請求書が入った封筒を開封せず、「**受領拒否**」と朱書きしてポストに入れて送り返しましょう。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。

消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。



主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00~16:00

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F

TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864

URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

